

2003年5月30日

各 位

会社名 日立電線株式会社  
代表者 取締役社長 佐藤 教郎  
(コード番号 5812 東証・大証1部)  
問合せ先 人事総務本部 総務部長  
鈴村 慎一郎  
(TEL 03-5252-3261)

組合員の賃金水準等の引下げについて

当社では、業績回復に向けた緊急施策として、労働組合に対し組合員の賃金水準の引下げを申し入れ協議を行ってきた結果、本日、合意に至りましたので、その内容をお知らせするとともに、あわせて実施する取締役報酬及び管理職賃金の引下げについてお知らせします。

なお、本件は、2003年4月1日に「労働組合への賃金水準の引下げ申し入れについて」として、お知らせしておりました事項の経過に関するお知らせです。

記

1. 賃金等の引下げの内容

(1) 引下げ率

今年度の賃金改訂(昇給)実施後、下表の通り賃金及び報酬の引下げを行いません。

区 分	引下げ率
組合員賃金	7%
管理職賃金	8%
取締役報酬	10~15%

補足：管理職の賞与水準については、2002年度夏季より、2001年度夏季の支給水準の約50%まで減額しているほか、取締役賞与は2002年度からゼロとしており、これらの措置は今年度も継続する予定です。

(2) 実施期間

2003年6月支給分から2004年3月支給分まで。

なお、当社が実施する今回の措置にあわせて、当社連結子会社においても、それぞれ当社と同水準にて賃金水準の引下げが行われる予定です。

2. 業績に与える影響

今回の賃金水準等の引下げにより、今期の人件費は、連結ベースで約16億円、単独ベースで約11億円削減できる見込みです。

なお、この削減効果は、すでに、2003年4月25日発表の決算短信にてお知らせしました2004年3月期業績予想に織り込んでおりますので、今回の措置による業績予想の修正はありません。

以 上

-----  
発表後12時間が経過する時点(2003年5月31日午前5時00分)までに本件発表内容をご覧になられた方は、証券取引法第166条及び同法施行令第30条の規定により、インサイダー取引規制に関する会社関係者又は第一次情報受領者となりますので、十分ご注意ください。  
-----